

頁	条項	訂正前	訂正後
5	第6条2項	事業者は、本件事業に関する資金調達に対して、PFI 促進法第16条（支援等）に規定された国による財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。また、大学は、事業者が、同条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。	事業者は、本件事業に関する資金調達に対して、PFI 促進法第16条（支援等）に規定された国による財政上及び金融上の支援を求めることができる。大学は、事業者が求める場合、事業者が同条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。
16	第41条1項	事業者は、維持管理期間中、維持管理業務計画書に従い、自己の費用と責任において、本件施設の修繕及び模様替えを実施する。	事業者は、維持管理期間中、維持管理業務計画書に従い、自己の費用と責任において、本件施設の修繕及びパーティションの位置の変更等の軽微な工事（以下、「模様替え」という。）を実施する。
10	第20条3項	事業者は、自ら又は請負者をして事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し又はさせた場合、自らの負担により、当該保険金請求権に、第55条（事業者の損害賠償義務等）第1項に規定する違約金支拂の負担を、同条の請求権に、第42条の費用と責任において、本件施設の修繕	事業者は、自ら又は請負者をして事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し又はさせた場合、自らの負担により、当該保険金請求権に、第55条（事業者の損害賠償義務等）第1項に規定する履行保証の費用と責任において、本件施設の修繕

事業契約書(案)訂正表

平成15年5月8日

頁	条項	訂正前	訂正後
14	第32条1項	大学が本件施設の引渡を行う前に、不可抗力により、本件施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料、その他建設機械器具等に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を大学に通知しなければならない。	事業者が本件施設の引渡を行う前に、不可抗力により、本件施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料、その他建設機械器具等に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を大学に通知しなければならない。
15	第38条	事業者は、事前に大学へ届け出た場合を除き、出資者以外の者に本件施設の維持管理業務の全部又は大部分を委託してはならない。維持管理の一部に関しては、事前に大学に通知することにより出資者以外の者に委託できるが、この場合当該委託が終了したときにはその旨大学に通知するものとする。	事業者は、事前に大学の承諾を得た場合を除き、出資者以外の者に本件施設の維持管理業務の全部又は大部分を委託してはならない。維持管理の一部に関しては、事前に大学に届け出るにより出資者以外の者に委託できるが、この場合当該委託が終了したときにはその旨大学に通知するものとする。
20	第52条1項	(大学の債務不履行) 第52条 大学が本契約に基づいて履行すべきサービス購入費その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。	(大学の債務不履行) 第52条 大学が本契約に基づいて履行すべきサービス購入費その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。
23	第60条3項	第1項の場合において、本件施設が未完成である場合には、大学は出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、事業者に対し、施設整備費相当の中から当該出来高部分に相応する金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。ただし、本件施設の出来高部分が存在する場合であっても、本件施設の建設進捗程度から見て本件土地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認める場合、大学は、事業者に対し、大学の負担により本件土地を原状(更地)回復するよう請求できるものとする。	第1項の場合において、本件施設が未完成である場合には、大学は出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、事業者に対し、施設整備費相当の中から当該出来高部分に相応する金額を解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。ただし、本件施設の出来高部分が存在する場合であっても、本件施設の建設進捗程度から見て本件土地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認める場合、大学は、事業者に対し、大学の負担により本件土地を原状(更地)回復するよう請求できるものとする。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙4(法令変更による損害金分担規定)に記載する負担割合によるものとする。
24	第64条3項	第1項の場合において、本件施設が未完成(倒壊の場合を含む。)であった場合には、大学は出来高部分(倒壊部分を含む。)を書類審査その他の検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、事業者に対し、施設整備費相当の中から当該出来高部分(倒壊部分を含む。)に相応する金額解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。また、大学は、事業者に対し、事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用を、別途協議によって定める支払い方式に従って支払うものとする。ただし、本件施設の出来高部分が存在する場合であっても、本件施設の建設進捗程度から見て本件土地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認める場合、大学は、事業者に対し、大学の負担により本件土地を原状(更地)回復するよう請求できるものとする。	第1項の場合において、本件施設が未完成(倒壊の場合を含む。)であった場合には、大学は出来高部分(倒壊部分を含む。)を書類審査その他の検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、事業者に対し、施設整備費相当の中から当該出来高部分(倒壊部分を含む。)に相応する金額解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。また、大学は、事業者に対し、事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用を、別途協議によって定める支払い方式に従って支払うものとする。ただし、本件施設の出来高部分が存在する場合であっても、本件施設の建設進捗程度から見て本件土地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認める場合、大学は、事業者に対し、大学の負担により本件土地を原状(更地)回復するよう請求できるものとする。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙9(不可抗力による追加費用の負担割合)に記載する負担割合によるものとする。

事業契約書(案)訂正表

平成15年5月8日

頁	条項	訂正前	訂正後
---	----	-----	-----

事業契約書(案)訂正表

平成15年5月8日

頁

条項

訂正前

訂正後